

平成17年10月28日(金)  
14:00解禁

(連絡先)  
国土交通省海事局船員労働環境課  
常盤、岩下  
TEL 03-5253-8111 内線 45256  
社会保険庁運営部医療保険課  
秋田谷  
TEL 03-5253-1111 内線 3606

## 船員であった者に対する健康管理制度（無料健康診断制度）の導入について

平成17年10月28日  
国土交通省海事局  
社会保険庁

平成17年7月29日に開催された「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」において、船員であった人への過去の被害に対する対応として、平成17年中に健康管理制度（無料健康診断を含む）を導入することとしたところである。

今般、船員であった者に対する健康管理制度を導入し、本年12月15日から実施することとしたところである。

概要は以下のとおり。

### 1. 制度概要

船内において石綿を取り扱う業務等に従事したことにより、健康被害を受けた者に対して健康管理手帳を交付し、手帳交付後は指定された医療機関において年2回の無料健康診断を実施することにより、健康被害を受けた者の健康管理を行うものである。

### 2. 対象者

船内において石綿を取り扱う業務等に従事していた船員（船員法第1条の船員）であった者で、胸部エックス線写真等により石綿被曝等に係る一定の所見があると専門の医師により診断された者

### 3. 申請書類

- ①申請書
- ②石綿を取り扱う業務に従事していたことを証明する船舶所有者等の証明書
- ③胸部エックス線写真等
- ④③の胸部エックス線写真等により石綿被曝等に係る一定の所見（不整形陰影又は胸膜肥厚）がある旨の医師（労災病院等の医師）の診断書等

### 4. 受付窓口

国土交通省海事局船員労働環境課（郵送による申請の場合）又は各地方運輸局等の窓口

# 元船員の健康管理手帳制度

